

神戸市水道事業管理者 様

申込者 住所
氏名
電話
申請者 業者名
氏名
電話
FAX

依 頼 書

給水装置工事（道路法第三十二条第1項の規定に基づく占用工事）に伴う道路掘削跡路面復旧工事に関して、下記のとおり施行しますので、道路占用の諸手続きに関することを依頼します。

記

1. 工事場所 :
施工業者 : (住所)
(業者名)
2. 道路掘削跡路面復旧工事にかかる費用は全額申込者の費用負担で施工します。なお、当該監督費に係る予定数量は、施工業者と相談の結果、下表のとおり申告します。
3. 施工にあたっては、関係法令、神戸市道路占用規則及びその他道路管理者の定める基準並びに許可条件を遵守するとともに、道路管理者及び水道局からの指示に従います。
4. 掘削工事終了後、概ね 30 日以内に、許可条件に則って道路管理者と立会いするなど、路面復旧範囲及びその構造等の指示を仰ぎます。
5. 掘削工事終了後、概ね 60 日以内に道路管理者からの指示に従い、道路掘削跡路面復旧工事を施工するとともに、道路管理者の完成検査に必要な施工管理に関する写真等（給水管理設状況、路面復旧工事）の書類を提出します。
6. 前項 4. 及び 5. の期間が遅れる場合は、水道局に理由等を説明し、承認を得ます。
7. 掘削工事着工から道路管理者による完成検査合格までの間、道路掘削跡の維持管理を行うとともに、これにかかる一切の事故等の責任を負います。
8. 委託事業者からの請求を受けた後、速やかに路面復旧工事監督費を支払います。
9. 委託事業者からの請求を受けた後、所定の期日を過ぎても未払いの場合は行政指導に従うとともに、これにかかる一切の損害については、水道局に責任を問いません。

＜路面復旧工事監督費に係る予定数量表＞

歩車道 区分	復旧 工種	道路 幅員	復旧全体数量（予定）			局記入欄 (予定金額)
			幅	延長	幅×延長	
	号工	m	m	m	m ²	
計						

- * 上表の太枠内に、歩道・車道別で復旧工種の全体数量（掘削部・影響部の合計）を記載して下さい。
白線・13号工（街渠・側溝）は、数量が明確な場合は記載して下さい（不明な場合は省略可です）。
* 路面復旧工事監督費は、道路管理者の完成検査後、実績数量に基づく費用を徴収します。